

30amG-154

薬学生のカナダでの薬局見学実習

○奥貞 紘平¹, 坂巻 えみ², 西山 由美¹, 長嶺 幸子¹(¹神戸薬大,²日本語医療サービス)

【目的】カナダは、日本と同じように国民皆保険制度が確立されている。しかし、カナダでは、日本と違い薬代は保険適応外であることを聞き、カナダの医療制度に興味を持った。今回、カナダのアルバータ州バンフにある薬局で見学実習の機会を得たので、薬局での取り組みを体感したことを報告する。

【実習方法】カナダのアルバータ州バンフにある薬局 Gourlay's Pharmacy で 2012 年 8 月 18 日(土)～2012 年 8 月 23 日(木)の 5 日間(8 月 21 日は休み)の研修を行った。研修内容としては、計数調剤、一包化調剤を行い、調剤の流れや薬剤師、テクニシャンになるまでの教育制度について、薬剤師、テクニシャン、薬局実習中の薬学生から話を聞いた。

【結果・考察】カナダは州によって医療保険制度が異なるが、アルバータ州では処方薬代に関して、一般的な人達は 100%自己負担だが、65 歳以上の方は 25%、Native(Indian)などは 0%の負担である。処方薬代を個々に加入している私的保険でカバーしている人もいる。また、国家公務員用の保険では処方薬代はカバーされている。処方薬以外にも保険適応範囲が日本とは異なっている部分がある。教育制度では、薬剤師免許取得に関して、薬学部を卒業(薬学士、薬学博士の学位を取得)することで OSCE、PEBC exam の受験資格が得られ、試験に合格後、州ごとの規定により免許登録を行う。実務実習に関して、アルバータ州では 1 年時と 4 年時に必須となっている。テクニシャン制度において、テクニシャンは専門学校に約 2 年通い単位を取得し、卒業して国家試験で合格した後、各州の薬剤師会にテクニシャンとして登録し、毎年更新が義務づけられている。医療制度、教育制度において、日本とは違う事が分かった。